## 下松市『介護予防·日常生活支援総合事業 訪問介護』 サービスコード表 (A2) (みなし指定以外の事業者)

サービ	スコード	11 1×- +			## <del></del>	合成	算定単位
種類	項目	サービス内容略称			算定項目		
A2	1111	訪問型サービス I	イ 訪問型サー ・ビス費(独自) <b>-</b>	事業対象者·要支援1· 要支援2(週1回程度)		1,168	
A2	1113	訪問型サービスI・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	1,051	THIC JO
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70% 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	736	
A2	2111	訪問型サービスI日割		事業対象者·要支援1· 要支援2(週1回程度) 38単位		38	· 1日につき ·
A2	2113	訪問型サービスI日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A2	2114	訪問型サービスI・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	34	
A2	2115	訪問型サービスⅠ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	24	
A2	1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者·要支援1·		2,335	
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任		要支援2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,335単位	事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	2,102	THIC JO
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	ロ 訪問型サー ビス費(独自) (Ⅱ)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,472	<u> </u>
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・		77	
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	1	要支援2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	69	וםוכ אפ
A2	2215	訪問型サービスⅡ・日割・同一・初任		77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	49	
A2	1321	訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援2		3,704	
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任		(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	1月につき
A2	1324	訪問型サービス皿・同一	1		事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	3,334	THIC JO
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	ハ 訪問型 サービス費(独	3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,334	<u> </u>
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	自)(田)	事業対象者・要支援2		122	
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	1日につき
A2	2324	訪問型サービス皿・日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	110	וםוכ אפ
A2	2325	訪問型サービスⅢ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	1	算	所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		:居住する者へのサービ	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	ス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算			200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算I	リ 生活機能向.	上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処	遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算		1日につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		1月につき
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(皿) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算V	]		(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

<sup>※</sup> 中間地域等提供加算、処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目